■Article(vol.83)■ ……

平成 26 年度税制改正大綱の主要課題を見る(1)

拓殖大学准教授　稲葉知恵子

……

平成 25 年 12 月 24 日に「平成 26 年度税制改正の大綱」が閣議決定された。平成 25 年 10 月 1 日に公表された「民間投資活性化等のための税制改正大綱」における投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の 1 年前倒しでの廃止、資本金 1 億円超の法人に対する交際費課税の軽減、自動車重量税および自動車取得税の軽減など消費税増税の影響を和らげる税制改正と、その財源を補うための税制改正がなされ、デフレ脱却・経済再生を目指す。財源を補うための措置としては、給与所得控除の見直しや軽自動車税の増税などが盛り込まれた。

また、経済格差を是正するために、地方税である法人住民税の一部を国税化し交付金として再配分する制度や消費税の軽減税率も検討されている。

今回と次回の 2 回にわたって、「平成 26 年度税制改正の大綱」の主要課題について概観する。本稿では法人課税と個人所得課税について扱い、次号で資産課税、消費課税等を扱う。

【法人課税】

経済活性化の要は法人向けの減税である。復興特別法人税を 1 年前倒しで廃止することにより法人課税の実効税率は 38%台から 35%台へ引き下げられる。平成 25 年 10 月 1 日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」においては、生産性向上設備投資促進税制の創設や所得拡大促進税制の拡充などが決定された。生産性向上設備投資促進税制は、生産性向上設備等の取得原価の 50%（建物及び構築物については、25%）を特別償却するか、その取得価額の 4%（建物及び構築物については、2%）を税額控除（当期法人税額の 20%を上限）するか選択適用できる。所得拡大促進税制は、給与総額を前年度比で 5%以上増やした法人に対して、増額分の 10%を法人税から差し引ける仕組みであるが、この適用条件が緩和される。

ここでは、平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された税制改正大綱の内容について概観する。財務省による「平成 26 年度税制改正の大綱の概要」では以下の項目が列挙されている[1]。

○ 復興特別法人税の 1 年前倒しでの廃止

○ 民間投資と消費の拡大

・交際費課税制度の適用期限を 2 年間延長するとともに、飲食のための支出（い

1 財務省　「平成 26 年度税制改正の大綱の概要」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/26taikou_gaiyou.pdf

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

わゆる社内接待費を除く）の 50%を損金算入することを認める
（注）中小法人については、現行の定額控除（800 万円）との選択制
○ 国家戦略特区
・国家戦略特別区域において機械等を取得した場合に、特別償却（中核事業用の一定の機械装置等については即時償却）又は税額控除ができる制度を創設、及び研究開発税制の特例（特別試験研究費）の適用
○ 地方法人課税の偏在是正
・法人住民税法人税割の一部を国税化（法人住民税法人税割の税率の引下げ及び地方法人税（仮称）の創設）
・地方法人特別税の税率の引下げ及び法人事業税（所得割及び収入割に限る）の税率の引上げ
○ 復興支援のための税制上の措置
・復興産業集積区域において機械等を取得した場合に即時償却ができる措置の適用期限を 2 年延長等

3 年間の時限立法措置をとっていた復興特別法人税は 1 年前倒しで廃止される。復興特別所得税の額は、各事業年度において利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて、各事業年度の法人税の額から控除する。復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付する。

交際費等について、現行の制度では資本金 1 億円超の法人は損金不算入であったが、飲食のための支出の 50%を損金算入できるようになった。

国家戦略特別区域法の制定に伴い、国家戦略特別区域において機械等を取得した場合に、その取得原価の 50%を特別償却するか、その取得価額の 15%を税額控除するか選択適用できる。国家戦略特区での税制優遇措置を実施することにより、成長戦略を推し進める。

消費税率の引上げに伴い、都市部の自治体と地方の自治体で財政力に格差が生じる。これを是正するため、法人住民税の一部を国税として集め、再配分することとなった。今回の税制改正では、消費税率が 10%に上がる平成 27 年度に法人住民税の再配分を拡大し、現行の法人事業税の再配分を廃止することも決めた。

【個人所得課税】

個人所得課税においては、高所得者の給与所得者に係る給与所得控除の上限額が引き下げられる。法人課税の減税措置により経済活性化を図り、これを家計に波及させた上で、個人所得課税では負担を求める。財務省による「平成 26 年度税制改正の大綱の概要」では以下の項目が列挙されている[2]。

2 財務省　「平成 26 年度税制改正の大綱の概要」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/26taikou_gaiyou.pdf

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

○ 給与所得控除の見直し
・控除の上限額が適用される給与収入 1,500 万円（控除額 245 万円）を、平成 28 年より 1,200 万円（控除額 230 万円）に、平成 29 年より 1,000 万円（控除額 220 万円）に引下げ
○ NISA の使い勝手の向上
・1 年単位で NISA 口座を開設する金融機関の変更を認めるとともに、NISA 口座を廃止した場合に NISA 口座の再開設を認める

給与所得控除の上限については、下記の表の通りである。

	現行	平成 28 年分の所得税	平成 29 年分以後の所得税
上限額が適用される給与収入	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

（出所）財務省　「平成 26 年度税制改正の大綱」、15 頁。
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/251224taikou.pdf

NISA（少額投資非課税制度）とは、リスクがある金融商品への投資を促すための個人向け投資優遇制度である。現行の制度では、同一勘定設定期間内（最長 4 年間）は NISA 口座を開設する金融機関を変更できないこととなっているが、改正により 1 年単位での変更が認められる。また、現行制度上、一度開設した NISA 口座を廃止した場合同一勘定設定期間内は NISA 口座を再開設できないこととなっているが、改正により再開設が可能となる。

新株予約権等を権利行使前に発行会社へ譲渡して対価を得た場合の所得区分が「譲渡所得」から「給与所得等」に変更される。

財務省　「平成 26 年度税制改正の大綱」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/251224taikou.pdf
財務省　「平成 26 年度税制改正の大綱の概要」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/26taikou_gaiyou.pdf

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。